

葛飾区地区まつり助成実施要綱

〔昭和 57 年 7 月 3 日〕
57葛区地発第111号区長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、区内の各地区で自主的に行われる公共的な地域活動団体を主体とした地区まつり（以下「地区まつり」という。）に対し、地域力の向上を図り、心ふれあうまちづくりを促進するため、助成金を交付するに当たり、必要な事項について定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 この要綱による助成を受けることができるもの（以下「助成対象者」という。）は、地区まつりを主催する、次の各号に掲げる団体とする。

- (1) 地区自治町会連合会
- (2) まちづくり懇談会又はまちづくり協議会
- (3) 区内自治町会を含む公共的な地域活動団体が組織する実行委員会

(助成対象事業)

第3条 助成の対象とする事業（以下「助成対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。ただし、神社、仏閣その他宗教を奉賛することを目的とした行事に対しては、助成しない。

- (1) 地域に住んでいる人と人との交流と親睦を深めることを目的とした行事であること。
 - (2) 地域の特性をいかし、地域の人々の連帯と協調を育てることを目的とした行事であること。
- 2 助成対象事業は、同一会場、同一時期に実施する行事で、次の各号に掲げる行事とする。
- (1) 盆おどり・夏まつり
 - (2) 芸能祭
 - (3) パレード
 - (4) 文化祭
 - (5) 運動会・グラウンドゴルフ大会
 - (6) 凧揚げ、羽根つき、餅つき等の伝統行事
 - (7) ハロウィン、さくらまつり等の季節行事

- (8) 前各号に掲げる行事を組み合わせた行事
- (9) その他区長が特に認めた行事

(助成対象経費)

第4条 助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業の実施に必要な経費であって、別表第1左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める内容とする。

- 2 別表第1区分・物品購入費の項に定める寄附金又は助成事業実施に係る物品、場所、助力等の提供者に対する返礼品の購入に要する費用を助成対象経費とする場合は、1事業につき10万円を助成対象経費の上限額とする。
- 3 別表第1区分・物品購入費の項に定める模擬店販売分のアルコール類の購入に要する費用を助成対象経費とする場合は、模擬店販売収入相当額を助成対象経費の上限とする。
- 4 別表第1区分・委託料の項に定める所有物品の修理に要する費用を助成対象経費とする場合は、修理の対象を当該助成対象事業で使用する助成対象者又は自治町会等の主たる構成団体の所有物品に限り、助成対象事業に係る経費の総額の1/2相当額を助成対象経費の上限とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額を上限とし、同表中欄に定める額と助成対象事業に係る経費の総額から参加費等の収入の額及び他団体等からの助成金の額（助成を受けることが予定されている場合を含む。）を控除して得た額を比較して、いずれか低い方の額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

区分	助成金の額	上限額
地区まつり	助成対象経費の2分の1の額	150万円
新たな地区まつり（最初に実施した年度以後3年度間に限る。）	助成対象経費の3分の2の額	150万円
大規模な地区まつり	助成対象経費の2分の1の額	250万円
大規模かつ新たな地区まつり（最初に実施した年度以後3年度間に限る。）	助成対象経費の3分の2の額	250万円

備考 この表において「新たな地区まつり」とは、当該地区で実施されたことのない行事を新たに立ち上げたものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 既存の行事を規模拡大して開催するもの
 - (2) 複数の既存の行事を合同で開催するもの
 - (3) 過去に開催されていた行事を再開するもの
- 2 この表において「大規模な地区まつり」とは、同一会場で3日以上連続して開催する地区まつり（第2条第3号に規定する実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する場合にあっては、その構成団体に3以上の自治町会が含まれているものに限る。）をいう。
- 3 この表において「大規模かつ新たな地区まつり」とは、新たな地区まつりであって大規模な地区まつりであるものをいう。
- 2 助成金は、原則、確定払とする。ただし、区長が必要と認めるときは、概算払により交付することができる。

（助成金の制限）

- 第6条 助成金の交付は、同一年度において、原則として1団体につき1事業とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、実行委員会に別の実行委員会（同一年度において次条第1項の規定による申請をしたものに限る。）を構成する自治町会等の主たる構成団体が含まれている場合は、助成金の交付をしない。
- 3 助成対象事業は、第8条第1項の規定により交付決定を受けた年度内に終了しなければならない。

4 助成対象事業のうち、区から他の制度による助成金（物品支給による助成を含む。）を受ける事業は、第3条の規定に関わらず助成対象事業としない。

（助成金の交付申請）

第7条 助成金の交付を受けようとするものは、助成対象事業実施前の区長が指定する日までに区長に対し、葛飾区地区まつり助成金交付申請書（第1号様式）により申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 葛飾区地区まつり助成事業計画書（第1号の2様式）
- (2) 葛飾区地区まつり助成事業収支計画書（第1号の3様式）
- (3) 申請団体の規約又はそれに準ずるもの
- (4) 申請団体の構成員名簿（住所、氏名及び団体の役職がある者はその役職を記載したものに限る。）
- (5) 前各号のほか、区長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第8条 区長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、内容を審査し、予算の範囲内において助成金の交付の承認及び交付をすべき助成金の額の決定又は助成金の交付の不承認の決定をしなければならない。

2 区長は、助成金を交付することを適当と認めるときは葛飾区地区まつり助成金交付決定通知書（第2号様式）により、不適当と認めるときは葛飾区地区まつり助成金交付不承認決定通知書（第3号様式）により速やかに前条第1項の規定により申請をした者に通知しなければならない。

（助成金概算払分の請求）

第9条 助成金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）のうち、申請時に第5条第2項の規定により助成金の概算払を希望し、前条第2項の規定による通知により概算払の決定を併せて受けた者は、同項の規定による通知の受領後、速やかに葛飾区地区まつり助成金概算払請求書（第4号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の請求書が提出されたときは、速やかに助成金を交付しなければならない。

(変更の承認申請)

第10条 交付決定者は、助成金の交付の決定を受けた事業（以下「助成事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当したときは、あらかじめ葛飾区地区まつり助成事業変更・中止承認申請書（第5号様式）により区長に申請し、その承認を受けなければならない。

- (1) 助成事業を実施する団体の代表、所在地等に変更が生じたとき。
- (2) 助成事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 助成事業の遂行が困難となり中止しようとするとき。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは葛飾区地区まつり助成事業変更・中止承認通知書（第6号様式）により、不相当と認めるときは葛飾区地区まつり助成事業変更・中止不承認通知書（第7号様式）により速やかに当該申請書を提出した者に通知しなければならない。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、助成事業終了後1箇月以内又は区長の指定する日のうちいずれか早い日までに、葛飾区地区まつり助成事業実績報告書（第8号様式）を区長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 葛飾区地区まつり助成事業収支報告書（第8号の2様式）
- (2) 対象経費の支出に係る領収書・受領書
- (3) 事業当日の実施内容及び参加者等の様子が分かる写真
- (4) 前3号のほか、区長が必要と認める書類

3 区長は、第1項の規定による提出（次項の規定によるものを含む。）があったときは、これを審査し、必要があると認めるときは、その報告に係る助成事業の成果が、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、天候不順、自然災害その他の交付決定者の責めに帰さない事由により助成事業を中止した交付決定者のうち、助成事業の準備に際し助成対象経費が発生したものについては、交付決定者は第1項に規定する実績報告書に第2項第1号、第2号及び第4号に規定する書類を添付し、区長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第12条 区長は、前条第3項の規定による審査及び必要に応じて行う調査により、助成事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを判断し、交付すべき助成金の額を確定し、葛飾区地区まつり助成金交付確定額通知書（第9号様式）により交付決定者に通知する。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を助成金の額とする。

- 2 前項の規定により確定する助成金の額は、第8条第1項（第10条第2項の規定により変更申請が承認された交付決定者にあつては、同条）の規定により決定した助成金の額を上回ることができないものとする。

(助成金の交付)

第13条 前条の規定により助成金交付確定額の通知を受けた者は、葛飾区地区まつり助成金請求書（第10号様式）を区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の請求書が提出されたときは、速やかに助成金を交付しなければならない。

(概算払の精算)

第14条 前条の規定にかかわらず、第9条第2項の規定により概算払による助成金の交付を受けた交付決定者が第12条第1項の規定による通知を受けたときは、当該交付決定者は、速やかに助成金を精算しなければならない。この場合において、区長は、当該交付決定者に対し同項の規定により確定した助成金の額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成事業の成果や事業予算が当初の計画と著しく異なるとき。
- (4) 申請した事業について、区以外の公共的団体等からの助成金（物品支給の場合は、その相当額）を受け、区の助成金と合計して総事業費を上回ったことが判明したとき。

(5) 前各号のほか、この要綱の規定、助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令等に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかにその内容を当該交付決定者に葛飾区地区まつり助成金交付決定取消通知書（第11号様式）により通知しなければならない。

（助成金の返還）

第16条 区長は、前条第1項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、当該取消しに係る部分に関し、期限を定めてその返還を交付決定者に命じなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めのない事項については、葛飾区補助金等交付規則（昭和40年葛飾区規則第55号）の定めるところによる。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

（付 則）

この要領は、昭和57年8月1日から施行し、昭和58年4月1日から適用するものとする。

（付 則）

この要領は、平成16年8月16日から施行する。

（付 則）

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

（付 則）

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

（付 則）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（付 則）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(付 則)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

区分	内容
謝礼	講師・出演団体等への謝礼金又は謝礼品 ※専門性の高い技能を提供した者への謝礼を対象とする。ただし、主催団体の構成員への謝礼及び助成事業実施に係る物品、場所、助力等の提供者への謝礼は除く。
物品購入費	消耗品類・製作に必要な材料等の購入費 〔例〕事務用品類、資料用コピー用紙、プリンター用インク、のぼり、参加賞(食料品を含む。)、抽選会等の景品(金券を含む。)、助成事業における模擬店で調理して食品を提供する場合の食材及び燃料、机・椅子等の備品(助成事業で使用するものに限る。)、木材、看板、パネル、当日の従事者弁当・飲料、来賓用茶菓子、熱中症対策用飲料、寄附金又は助成事業実施に係る物品、場所、助力等の提供者に対する返礼品等 ※ただし、アルコール類(模擬店販売分を除く。)、食事代(当日の従事者弁当を除く。)、茶菓子代(来賓用茶菓子代を除く。)は除く。
印刷費	印刷に係る経費 〔例〕チラシ・ポスター等の印刷経費、コピー代、写真現像代等
役務費	サービスの利用料 〔例〕郵送料(切手、ハガキ代を含む。)、資機材等運搬費、広告掲載料、保険料(損害保険・イベント保険等)、道路使用許可手数料、クリーニング代、振込手数料等 ※ただし、初穂料・玉串料等の宗教的内容を含む支払い及びガソリン代、交通費、光熱水費(助成事業用に限定できるものを除く。)は除く。
委託料	事業を効率的に実施するための委託費用

	〔例〕 イベント等の企画運営委託費、会場設営・撤去委託費、廃棄物処理委託費、所有物品の修理費等
使用料・賃借料	会場使用料、会議室使用料、付帯設備使用料、駐車場使用料、資機材・トラック等借上げ料、リース物品のリース料等
工事費	助成事業で使用する設備・構造物のための工事費
その他	区長が特に必要と認める経費